

＜参考＞ 保育料徴収基準額表(保育認定、2・3号認定)

保護者の属する世帯の階層区分（各月初日）		保育料（月額）（2・3号認定）	
階層区分	定 義	年齢児（年度当初）および保育必要量	
		2歳児以下	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
	ひとり親世帯等	0円	0円
第3階層	48,600円未満	15,600円	15,500円
	ひとり親世帯等	7,200円	7,200円
第4A階層	77,101円未満	24,000円	23,700円
	ひとり親世帯等	7,200円	7,200円
第4B階層	97,000円未満	24,000円	23,700円
第5階層	169,000円未満	35,600円	35,200円
第6階層	301,000円未満	48,800円	48,100円
第7階層	397,000円未満	64,000円	63,000円
第8階層	397,000円以上	74,800円	73,600円

- 生活保護法による被保護世帯に該当する方は受給証明書を添付してください。
- ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯等）及び在宅障がい児（者）のいる世帯で要件を満たす場合です。適用には別途添付書類が必要となります。
- 入所児童（幼稚園等に入園されている児童を含む。その場合は通園している証明書の添付が必要）が2人以上いる場合は、2人目は半額、3人目以降は無料となります。なお、所得割額が57,700円未満で、生計が同じである子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に関係なく2人目は半額、3人目以降は無料となります。また、第1階層から第4A階層までのひとり親世帯等の場合で、生計が同じである子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に関係なく2人目以降は無料となります。
- 世帯員や世帯状況に変更があった場合、届け出が必要となります。